

情報公開制度の運用状況（平成 18 年度）

[行政文書の公開]

行政文書の公開の請求件数は 822 件で、平成 17 年度に比べ約 21% の増加となった。

これらの請求に対し、実施機関が 935 件の決定を行った（1 件の公開請求において複数の文書が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。）。その内訳は次表のとおりである。

（表 1 行政文書公開請求の件数）

区 分		18 年度 (件)	17 年度 (件)
行政文書公開請求の件数		822	678
実施機関の決定の件数		935	751
内 訳	全部公開	198	186
	部分公開	533	467
	非公開	7	1
	不存在による非公開	178	94
	適用除外による非公開（第 40 条）	2	1
	要件不備による非公開（第 7 条第 1 項）	1	0
	公開請求拒否(存否応答拒否)(第 12 条)	16	2

（注）平成 18 年度の公開請求の方法別内訳は、窓口提出（358 件、43.6%）、府ホームページからの入力（246 件、29.9%）、ファクシミリ送信（154 件、18.7%）、郵送（64 件、7.8%）、の順である。

部分公開決定、非公開決定、公開請求拒否決定を合わせた 556 件のうち、376 件において個人情報規定、344 件において法人等情報規定、70 件において事務執行支障情報規定、36 件において公共安全支障情報規定、1 件において任意提供情報規定が適用されているが、意思形成支障情報及び法令秘情報規定を適用した事例はなかった。

（表 2 非公開規定の適用状況）

区 分	非 公 開 理 由	18 年度	適用率 (%)	17 年度	適用率 (%)	
		(件)		(件)		
公開しない ことが できる 情報	法人等情報（8 条 1 項 1 号、2 項 1 号）	344	61.9	269	57.2	
	任意提供情報（8 条 1 項 2 号、2 項 1 号）	1	0.2	0	0	
	意思形成支障情報（8 条 1 項 3 号、2 項 1 号）	0	0	2	0.4	
	事務執行支障情報（8 条 1 項 4 号、2 項 1 号）	70	12.6	56	11.9	
	公共安全支障情報	36	6.5	33	7.0	
	内 訳	公共安全支障情報（8 条 1 項 5 号）	6	1.1	5	0.7
		公共安全支障情報（8 条 2 項 2 号）	14	2.5	10	2.4
公共安全支障情報（8 条 2 項 3 号）		20	3.6	22	3.9	
公開しては ならない 情報	個人情報（9 条 1 号）	376	67.6	345	73.4	
	法令秘情報（9 条 2 号）	0	0	0	0	
決定件数（部分公開＋非公開＋公開請求拒否の件数）		556	100	470	100	

（注）公共安全支障情報については、8 条 1 項 5 号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8 条 2 項 2 号及び 3 号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される（8 条 2 項 2 号と 3 号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では 1 件と数えている。）。

822件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、234件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたものは、0件であった。

なお、決定期間の延長が行われた事案のうち185件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与したものである。

(表3 決定期間の状況)

区 分	18年度(件)	17年度(件)
公開請求件数	822	678
本則どおり(15日以内)	588	449
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	234	228
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	0	1

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

実施機関別・担当部局別では、健康福祉部(141件)に対する公開請求が最も多く、次いで、生活文化部(124件)、警察本部(121件)、教育委員会(113件)の順である。平成18年度は、生活文化部、住宅まちづくり部、警察本部に対する公開請求が大幅に増加した。

(表4 実施機関別・担当部局別の請求件数)

担 当 部 局 名	18年度(件)	17年度(件)	
知 事	568	456	
担 当 部 局 別 内 訳	政 策 企 画 部	23	—
	総 務 部	45	25
	に ぎ わ い 創 造 部	7	—
	生 活 文 化 部	124	52
	健 康 福 祉 部	141	126
	商 工 労 働 部	33	18
	環 境 農 林 水 産 部	54	51
	都 市 整 備 部	86	135
	住 宅 ま ち づ くり 部	76	44
	契 約 局	3	0
	出 納 局	0	3
	知 事 公 室	—	6
	企 画 調 整 部	—	3
	病 院 事 業 局	—	2
企 業 局	—	6	
教 育 委 員 会	113	128	
選 挙 管 理 委 員 会	9	11	
人 事 委 員 会	1	3	
監 査 委 員 会	1	0	
公 安 委 員 会	1	6	
労 働 委 員 会	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	
水 道 企 業 管 理 者	8	1	
警 察 本 部 長	121	73	

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成18年度は25件の不服申立てがあった。平成17年度から繰り越した11件を含めた平成18年度の処理状況は以下のとおりである。

(表5 不服申立ての処理状況)

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					19年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
17年度から繰越事案	11件	1件	10件	0件	6件	4件	0件	0件
18年度申立て事案	25件	1件	9件	0件	0件	8件	1件	15件
計	36件	2件	19件	0件	6件	12件	1件	15件

[法人文書の公開]

法人文書の公開の請求件数は、大阪府土地開発公社に対するものが6件、地方独立行政法人大阪府立病院機構に対するものが2件、大阪府住宅供給公社に対するものが3件の計11件であり、公立大学法人大阪府立大学及び大阪府道路公社に対する請求はなかった。

これらの請求に対し、各実施法人が12件の決定を行った（1件の公開請求において複数の文書が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。）。その内訳と非公開規定の適用状況は、表6及び7のとおりである。

なお、11件の公開請求のうち、条例第19条の3において準用する条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものはなかった。

また、法人文書公開請求に対する実施法人の決定について、平成18年度は、2件の不服申立てがあり、2件とも平成19年度に繰り越した。

(表6 法人文書公開請求の件数)

区 分		18年度 (件)	17年度 (件)
法人文書公開請求の件数		11	5
実施法人の決定の件数		12	6
内 訳	全部公開	1	1
	部分公開	10	4
	非公開	0	0
	不存在による非公開	1	1
	適用除外による非公開 (第40条)	0	0
	要件不備による非公開 (第7条第1項)	0	0
	公開請求拒否 (存否応答拒否) (第12条)	0	0

(表7 法人文書の公開に係る非公開規定の適用状況)

区 分	非 公 開 理 由	18年度 (件)	適用率 (%)	17年度 (件)	適用率 (%)
公開しない ことができ る情報	法人等情報 (8条1項1号、2項1号)	6	60.0	4	100.0
	任意提供情報 (8条1項2号、2項1号)	0	0	0	0
	意思形成支障情報 (8条1項3号、2項1号)	0	0	0	0
	事務執行支障情報 (8条1項4号、2項1号)	2	20.0	3	75.0
	公共安全支障情報 (8条1項5号)	0	0	0	0
公開しては ならない情報	個人情報 (9条1号)	6	60.0	4	100.0
	法令秘情報 (9条2号)	0	0	0	0
決定件数 (部分公開+非公開+公開請求拒否の件数)		10	100	4	100

[情報の提供]

府政情報センターの利用件数は26,316件で、一月あたり約2,193件であった。

(表8 情報提供の利用件数)

		18年度	17年度
府政情報センターの利用件数		26,316件 (2,193件/月)	26,312件 (2,193件/月)
内 訳	職員が応対して情報提供	5,067	5,108
	開架資料の閲覧	13,555	13,281
	府政刊行物の販売部数	7,028	7,506
	行政文書等複写申出件数	264	227
	ホームページの閲覧	402	190

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき、府として統一的な公表が必要なものとして18年度に決定された資料等は、439件であった。

公表することと決定された資料は、府政情報センターや担当室・課(所)等において公表するとともに、可能な範囲でその内容をインターネットにより公表するよう努めている。

(表9 情報の公表の実施状況)

公表指定資料等		18年度	17年度
		439件	278件
区 分	府政に関する基礎情報	196	197
	政策形成過程情報	49	81
	公開実施情報	0	0
	その他	194	0

[会議の公開]

会議の公開については、平成18年度は、144の審議会等で延べ418回の会議が公開で開催された。傍聴者数は、延べ798人で、昨年度より約33%の減少となった。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成18年度末現在で278あり、このうち195の審議会等が公開(議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。)の決定をしている。

(表10 会議の公開の実施状況)

区分	18年度	17年度
開催回数	418回	392回
傍聴者数	798人	1,199人

[出資法人の情報公開]

府では、出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する出資法人として定めるものについてその性格及び業務内容に応じ、当該出資法人が管理する情報の公開が推進されるよう、出資法人の情報公開に関する指導指針に基づき、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成18年度に自主的に情報公開申出制度を実施した25法人における情報公開の申出の件数は、2法人において計2件であった。

(表 1 1 出資法人における公開申出の処理状況)

区 分		1 8 年 度	1 7 年 度
公開申出のあった法人		2 法人	2 法人
公開申出の件数		2 件	9 件
処 理 区 分	全部公開	1	3
	部分公開	1	6
	非公開	0	0
	不存在による非公開	0	1
	公開請求拒否（存否応答拒否）	0	0

(注) 一件の公開申出において複数の文書が請求されている場合には、複数の決定が行われていることもあるため、処理件数の合計は、公開申出の件数の合計に一致しない。

公開申出に対する出資法人の決定について、平成 1 8 年度の苦情申出は 0 件であった。